京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を公布する。 令和6年3月29日

> 京都市公営企業管理者 上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第7号

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程 京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

改正後 改正前 (賠償責任を負うべき職員の指定)

準用する地方自治法第243条の2の2 第1項後段の規定により賠償責任を負う べき職員は、同項各号に掲げる行為に直 接関与したすべての職員とする。

(資金前渡及び精算)

第16条 (略)

2 前項の規定により資金前渡を受けた者 は、その支払完了後速やかに、証拠書類 に基づいて別に定める精算書を作成し、 これにその証拠書類及び残金のある場合 はその残金を添えて管理者に提出しなけ ればならない。

3 • 4 (略)

(支払事務の委託)

第18条の4 施行令第21条の11の規 定により支出事務の委託を受けた者は、 その支払完了後速やかに証拠書類に基づ いて精算書を作成し、これにその証拠書

(賠償責任を負うべき職員の指定)

第3条 地方公営企業法第34条において 第3条 地方公営企業法第34条において 準用する地方自治法第243条の2の8 第1項後段の規定により賠償責任を負う べき職員は、同項各号に掲げる行為に直 接関与したすべての職員とする。

(資金前渡及び精算)

第16条 (略)

2 前項の規定により資金前渡を受けた者 は、その支払完了後速やかに、証拠書類 に基づいて別に定める精算書を作成し、 これにその証拠書類及び残金がある場合 は、その残金を添えて、管理者に提出し なければならない。

3 • 4 (略)

(公金の徴収若しくは収納又は支出の事務 の委託)

第18条の4 管理者は、地方公営企業法 第33条の2において準用する地方自治 法第243条の2第1項の規定に基づき 指定する者に局の業務に係る公金の徴収 類及び残金のある場合は、その残金を添 えて管理者に報告しなければならない。

- 若しくは収納又は支出の事務(以下「公 金事務」という。)を委託することがで きる。
- 2 前項の規定により公金事務の委託を受けた者は、地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第5項の規定に基づき、公金事務の一部について、地方自治法施行令第173条各号に規定する要件のいずれにも該当する者に委託することができる。
- 3 前項の規定により公金事務の一部の委託を受けた者は、地方公営企業法第33 条の2において準用する地方自治法第2 43条の2第6項の規定に基づき、公金 事務の一部について、地方自治法施行令 第173条各号に規定する要件のいずれ にも該当する者に再委託することができる。
- 4 第1項の規定に基づき、公金の徴収又 は収納の事務の委託を受けた者は、その 徴収し、又は収納する公金を別に定める 方法により、局に払い込まなければなら ない。
- 5 地方公営企業法第33条の2において 準用する地方自治法第243条の2の5 第1項各号列記以外の部分の規定に基づ き、管理者が定めるものは、地方自治法 施行規則第12条の2の20各号に掲げ るもの以外のものとする。

(徴収又は収納事務の委託)

第18条の5 管理者は、局の業務に係る (削除) 収入金の徴収又は収納事務(以下「徴収 事務等」という。) について、私人に委 託することができる。

2 徴収事務等の受託者による収入金の払 込みについては、別に定めるところによ る。

(減価償却)

第21条 (略)

- 2 (略)
- 3 新たに取得した償却資産の減価償却 は、取得した年度の翌年度から行う。た だし、リース資産にあっては、取得した 年度から減価償却を行う。

4 (略) 6 第1項の規定に基づき、公金の支出の 事務の委託を受けた者は、その支出の事 務の完了後速やかに証拠書類に基づいて 精算書を作成し、これにその証拠書類及 び残金がある場合は、その残金を添え て、管理者に報告しなければならない。

(削除)

(減価償却)

第21条 (略)

- 2 (略)
- 3 新たに取得した償却資産の減価償却 は、取得した年度の翌年度から行う。た だし、第49条第1項に規定する所有権 移転外ファイナンス・リース取引により 取得したリース資産にあっては、取得し た年度から減価償却を行う。

4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部契約会計課及び経営戦略室)